

第2編 警務 富山県警察の術科の指導職に関する訓令

富山県警察の術科の指導職に関する訓令

富山県警察本部訓令第9号

富山県警察の術科に関する訓令を次のように定める。

昭和46年3月22日

富山県警察本部長

富山県警察の術科の指導職に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、富山県警察の術科の指導職に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(術科の種別)

第2条 この訓令において、術科とは、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法及び救急法をいう。

(指導職)

第3条 富山県警察の術科を推進するため、指導職として、首席師範、主任師範、師範、指導官及び助手並びに講師をおく。

(首席師範)

第4条 警務部教養課（以下「教養課」という。）及び警察学校に首席師範をおくことができる。

2 首席師範は、柔道又は剣道7段以上の段位を有し、首席師範にふさわしい者を警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。ただし、本部長が特に必要があると認めたときは、柔道又は剣道6段の段位を有する者で、かつ首席師範として適当と認める人格、識見、技術を有する者のうちから任命することができる。

3 首席師範は、上司の命を受け、術科教養の最高指導者として、主任師範以下の指導職の指導に当たるとともに、術科の全般的技能の向上を図るものとする。

(主任師範)

第5条 教養課及び警察学校に主任師範をおくことができる。

2 主任師範は、柔道又は剣道6段以上の段位を有し、首席師範に準ずる人格、識見、技術を有する者のうちから本部長が任命する。

3 主任師範は、上司の命を受け、師範以下の指導職の指導に当たるとともに、術科の全般的技能の向上を図るものとする。

(師範)

第6条 教養課及び警察学校に師範をおくことができる。

2 師範は、柔道又は剣道5段以上の段位を有し、首席師範に準ずる人格、識見、技術を有する者のうちから本部長が任命する。

3 師範は、警察官に対する術科の教育訓練、技術の研究及び技能検定に当たるものとする。

(指導官)

第7条 教養課、警察学校及び機動隊に指導官をおくことができる。

2 指導官は、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法又は救急法の技能検定高段級位取得者

## 第2編 警務 富山県警察の術科の指導職に関する訓令

で、指導官としてふさわしい人格、識見、技能を有する者のうちから本部長が任命する。

- 3 指導官は、警察官に対する、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法又は救急法の教育訓練、技術の研究及び技能検定に当たる。

(助手)

第8条 警察本部の必要な所属及び警察署に助手をおくことができる。

- 2 助手は、術科の指導職に適する人格、識見、技術を有し、所属の長（以下「所属長」という。）が推薦した警察官のうちから本部長が任命する。
- 3 助手は、上司の命を受け術科の指導と訓練の徹底を図り、その他特に命ぜられた事項を処理するものとする。

(講師)

第9条 教養課及び警察署に講師をおくことができる。

- 2 講師は、柔道又は剣道を教授させるにふさわしい人格、識見、技術を有し、かつ、所属長が推薦した者のうちから本部長が委嘱する。
- 3 講師は、所属長の指導方針に従い警察官の教育訓練に当たるものとする。

(名誉師範)

第10条 本部長は、柔道又は剣道の指導職にあつた者のうち、特に功労のあつた者に対し、その功労に報いるため、名誉師範の称号を授与することができる。

- 2 名誉師範について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和46年3月15日から適用する。
- 2 富山県警察の柔道および剣道の指導職に関する訓令（昭和36年県警察本部訓令第24号）及び富山県警察の術科指導職に関する訓令（昭和36年県警察本部訓令第25号）は廃止する。

附 則（平成21年6月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年8月4日から施行する。

附 則（平成28年3月3日本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（令和元年12月26日本部訓令第30号）

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。